

瀬戸市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

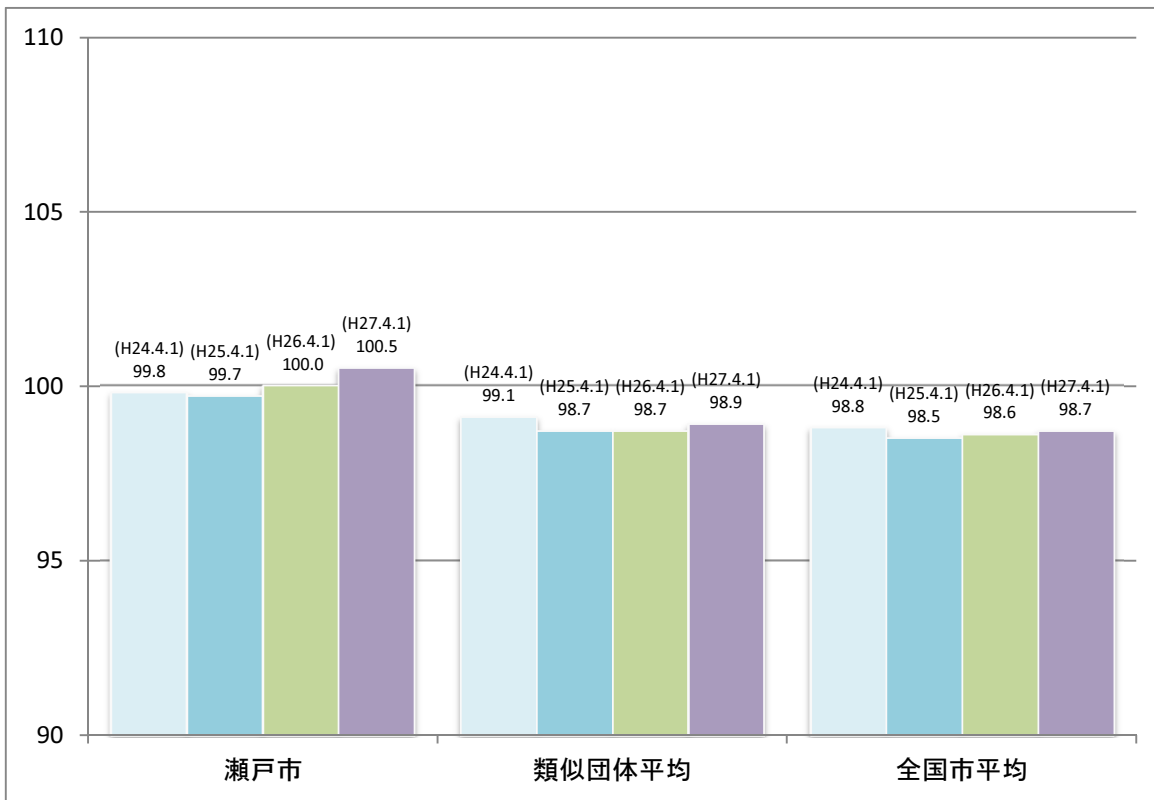
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	131,380	37,468,271	1,417,884	6,163,151	16.4	19.7

(2) 職員給与等の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似団体 (Ⅲ-1)平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	634	2,492,345	674,578	936,391	4,103,314	6,473	6,184

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年度及び平成25年度は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】

平成27年4月1日

【内容】

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げを実施した。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施した。

② 地域手当の見直し

国基準6%に対し、瀬戸市においても引き続き6%を支給する。

③ その他の見直し内容

ア 労務職給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】

平成27年4月1日

【内容】

労務職職員に適用される給料表について、国家公務員給料表（行政職（二））に準じた給料表に改定を行った。

また、改定に併せて給料級を4級制から5級制に改めた。

イ 管理職手当の見直し

【実施時期】

平成27年4月1日

【内容】

県下自治体と比較し、改定を実施した。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
瀬戸市	41.3歳	325,631円	480,800円	380,510円
愛知県	42.2歳	330,513円	432,474円	383,401円
国	43.5歳	334,283円	-	408,996円
類似団体	42.5歳	324,351円	410,268円	366,141円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
瀬戸市	50.8歳	57人	332,419円	391,488円	361,889円	-	-	-	-
うち 清掃職員	47.4歳	21人	326,395円	420,169円	362,827円	廃棄物 処理業	44.9歳	289,500円	1.45
うち 学校給食員	52.5歳	14人	332,721円	360,700円	355,108円	調理師	39.8歳	271,700円	1.33
うち 用務員	51.7歳	19人	337,053円	370,222円	363,714円	用務員	54.6歳	200,300円	1.85
その他	52.7歳	3人	343,833円	469,072円	375,417円	-	-	-	-
愛知県	52.4歳	346人	329,810円	388,303円	371,050円	-	-	-	-
国	50.2歳	2,994人	289,141円	-	328,318円	-	-	-	-
類似団体	49.7歳	56人	327,399円	374,353円	355,622円	-	-	-	-

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
瀬戸市	-	-	-
うち 清掃職員	6,390,511円	3,952,300円	1.62
うち 学校給食員	5,673,772円	3,630,900円	1.56
うち 用務員	5,925,006円	2,774,400円	2.14
その他	7,167,164円	-	-

平均給料月額及び平均給与月額は、あくまで平成27年4月分の金額であり、当該年度の平均を示すものではない。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

（平成24年度から平成26年度までの各年度の労働者数で加重平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		瀬戸市	愛知県	国
一般行政職	大学卒	180,800円	181,400円	174,200円
	高校卒	146,500円	147,000円	142,100円
技能労務職	高校卒	142,100円	135,900円	-
	中学卒	123,900円	124,300円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況（平成27年4月1日現在）

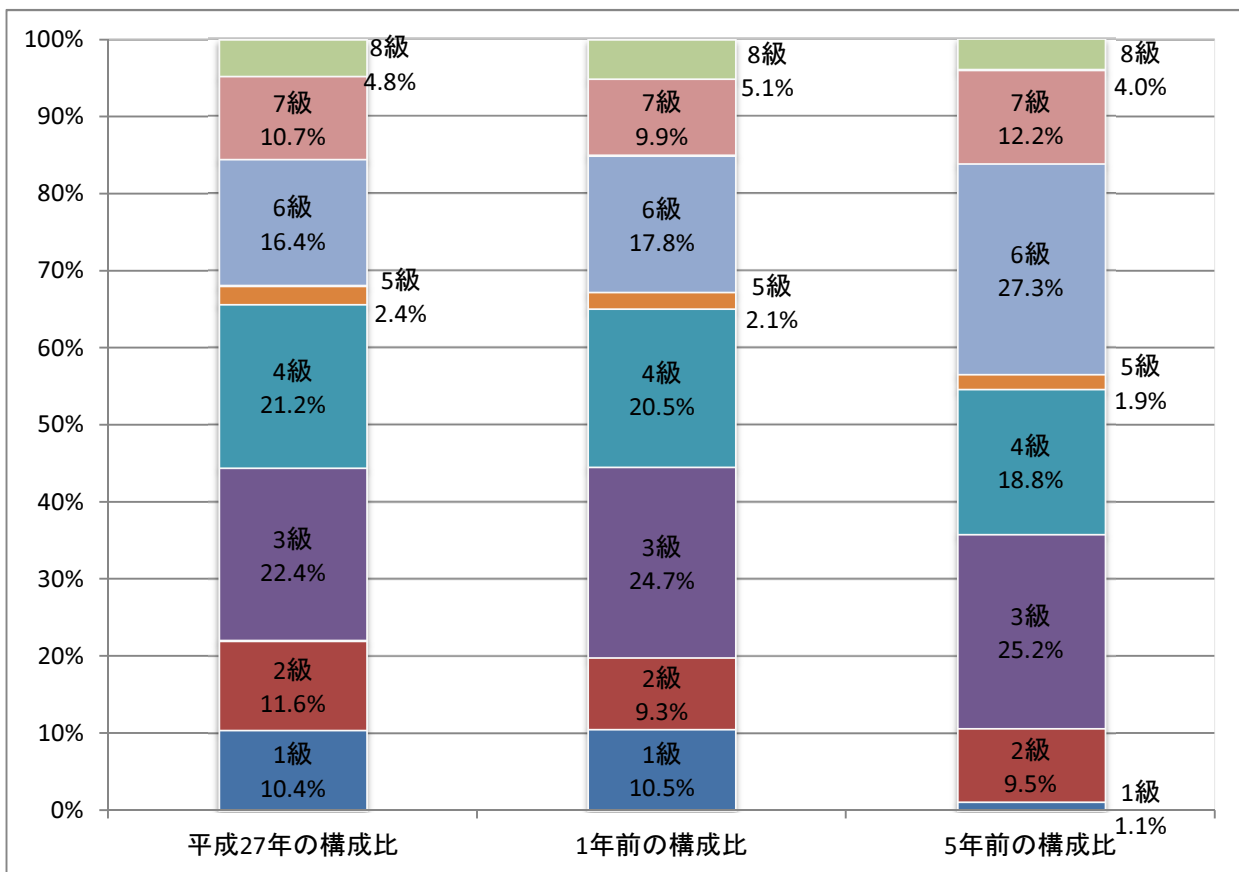
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,917円	360,475円	389,229円	431,282円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	391,500円
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	328,520円	334,100円
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	326,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	35人	10.4%	137,600円	244,900円
2級	主事	39人	11.6%	187,700円	301,900円
3級	上級主事	75人	22.4%	223,900円	350,500円
4級	係長	71人	21.2%	282,800円	386,700円
5級	上級係長	8人	2.4%	311,700円	394,700円
6級	課長補佐	55人	16.4%	324,800円	410,900円
7級	課長	36人	10.7%	390,200円	446,200円
8級	部長	16人	4.8%	415,000円	469,900円

- (注) 1 瀬戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

休職者、処分者及び人事考課結果が良好でなかった職員を除き、勤務成績を反映せず一律昇給を行った。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

瀬戸市		愛知県		国	
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,461千円		1人当たり平均支給額 (26年度) 1,703千円		-	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3~20% 管理職加算 4~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

休職者、処分者等を除き、人事考課表による勤務成績を反映した。

(2) 退職手当 (平成27年4月1日現在)

瀬戸市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (割増率2% ~ 20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (割増率2% ~ 45%)		
1人当たり平均支給額	10,950千円	22,238千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		174,247千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		243,022円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
市内	6%	717人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		100.5% (100.5%)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	18,872千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	134,800円
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	19.0%
手当の種類（手当数）	17

手当の名称	支給職員数 (平成27年4月実績)	支給額	主な支給対象職員	
		(日額等)		
出張先における市税その他徴収金の徴収事務（市長が定める施設内における事務を除く。）		日額200円	税務課・国保年金課・クリーンセンター・環境課・下水道課の職員	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条及び第29条に規定する消毒作業		1回300円	健康課の職員	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条に規定する駆除作業		日額200円	環境課の職員	
労働安全衛生法施行令第1条第3号に規定するボイラーの取扱いの作業	1人	日額100円	ボイラーを必要とする所属の職員	
消防職員が行う救急業務、救助業務又は消火業務	77人	1回200円	消防職員	
救急救命士法に規定する救急救命士が行う救急業務	22人	1回300円	救急救命士	
行旅病人又は行旅死亡人の収容等の作業		1回 病人1,000円・ 死亡人3,000円	社会福祉課の職員	
クリーンセンター及び資源リサイクルセンターにおけるごみの収集若しくは運搬若しくは埋立てその他の方法による処理又はし尿処理作業	22人	日額700円	クリーンセンター・資源リサイクルセンターの職員	
犬、猫等の死体処理作業	9人	1頭400円	環境課・クリーンセンター・資源リサイクルセンターの職員	
浄化センター管理事務所における下水処理作業		日額700円	浄化センター管理事務所の職員	
排水路の汚泥のしゅんせつ及びその他の処理作業		日額700円	維持管理課の職員	
用地交渉業務（用地取得を目的とする事務に限る。）		日額300円	用地取得を目的として交渉を行う職員	
県民の生活環境の保全等に関する条例の規定により選任された公害防止担当者が行う公害防止に関する管理業務	1人	日額100円	該当する職員	
電気事業法の規定により選任された電気主任技術者が行う電気業務	1人	日額100円	電気主任技術者を必要とする所属の職員	
瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条の規定により勤務時間が定められた職員が行う業務(暦日を異に勤務時間が割り振られている連続勤務に限る。)	勤務日がいずれも土曜日、日曜日又は休日でない場合	95人	1回600円	該当する所属の職員
	勤務日のいずれかが土曜日、日曜日又は休日である場合	94人	1回1,100円	該当する所属の職員
	勤務日がいずれも土曜日、日曜日又は休日である場合	89人	1回1,600円	該当する所属の職員
外国に駐在を命ぜられ、当該地において行う業務		月額403,800円 (H17.4.1現在)	該当する所属の職員	
緊急の呼出しを受けて行う業務	1人	1回500円	該当する所属の職員	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	250,641千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	341千円
支給実績（25年度決算）	215,480千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	288千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)	
扶養手当	配偶者 (13,000円)		同		78,698千円	249,835円	
	配偶者以外の扶養親族 (6,500円)						
	配偶者以外の扶養親族のうち、 満16歳から満22歳までの子1人につき (5,000円加算)						
	配偶者のない職員の扶養親族のうち1人まで (11,000円)						
住居手当	借家 居住者 (家賃 12,000円を 超える者)	家賃23,000円以下の場合 (家賃 -12,000円)	同		29,018千円	326,045円	
		家賃が23,000円を超える場合 ((家賃-23,000円)/2+11,000円) ※支給限度額27,000円					
通勤手当	交通機関 利用者	1か月当たりの運賃相当額 5,500円以下の場合 (6か月定期相当額を半年ごとに 支給)	同		58,671千円	96,977円	
		1か月当たりの運賃相当額 55,000円を超える場合 (55,000円×6か月=330,000円を 半年ごとに支給)					
	交通機関 利用者 以外	通勤距離に応じて毎月支給 (※最高限度額 24,900円)	異	距離区分設定 及び支給額			
管理職手当	部長級	部長 消防長	異	職位職階	102,218千円	567,878円	
		105,000円					
		消防次長 消防署長 議会義務局長 行政委員会事務局長 会計管理者					97,000円
	部次長 参事	85,000円					
	課長級	課長 公所の長 グループリーダー(消 防) 消防署副署長 行政委員会事務局次 主幹					75,000円
		61,000円					
	課長 補佐級	課長補佐					51,000円
専門員 消防司令		46,000円					
管理職員 特別 勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、 週休日又は休日に勤務した場合 (部長級:1回10,000円、課長級:1回8,500円、 課長補佐級:1回7,000円)		同		1,084千円	15,710円	

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市長	988,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,070,000円 / 465,500円	
	副市長	811,000円	879,000円 / 481,000円	
	教育長	721,000円		
報 酬	議長 ()円	548,000円	760,000円 / 432,000円	
	副議長 ()円	480,000円	670,000円 / 390,000円	
	議員 ()円	450,000円	620,000円 / 355,000円	
期 末 手 当	市長 副市長 教育長	(平成27年度支給割合) 3.1月分		
	議長 副議長 議員	(平成27年度支給割合) 3.1月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長 副市長 教育長	給料月額×勤続年数×4.9 給料月額×勤続年数×3.2 給料月額×勤続年数×2.4	19,364,800 10,380,800 6,921,600	任期ごとに支給 任期ごとに支給 任期ごとに支給
	備考			

- (注) 1 給料及び法収納 () 内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

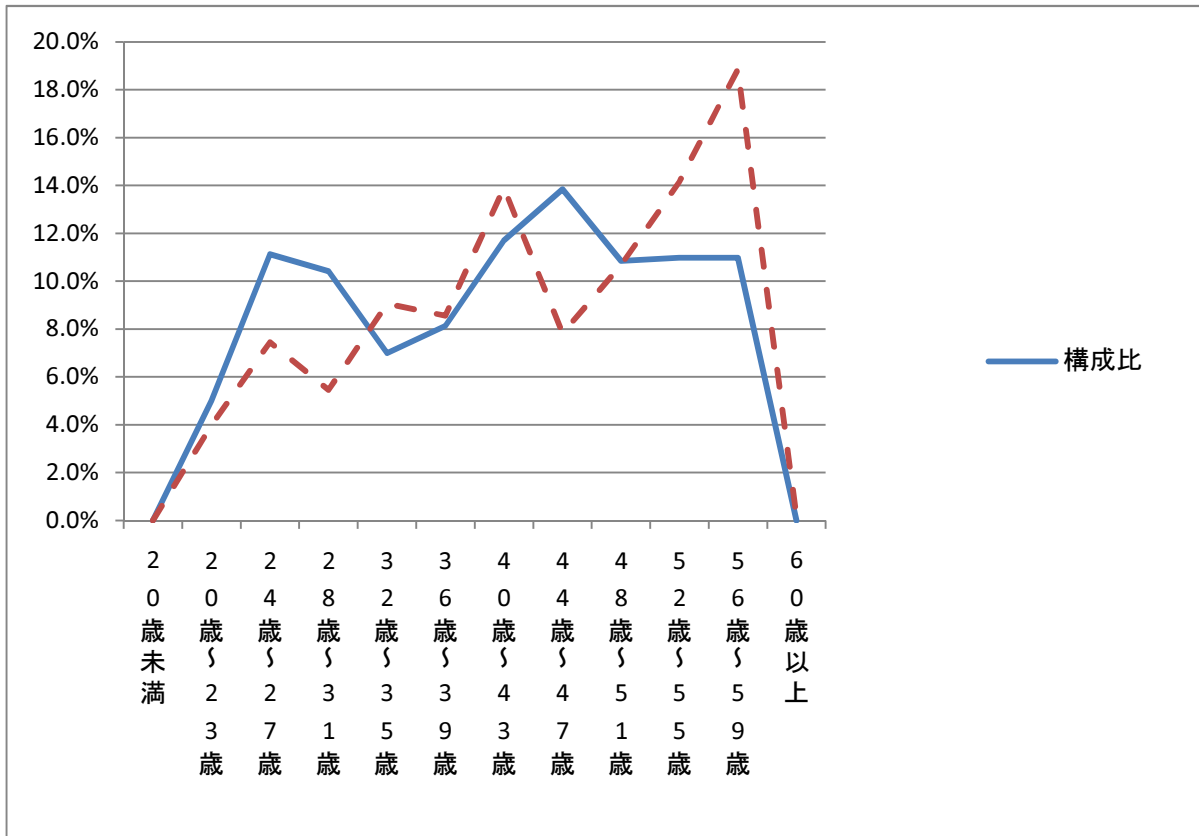
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	6	6	0	
	総務	126	131	5	民間委託による減員、休業者の配置による増員
	税務	40	40	0	
	農水	6	6	0	
	商工	25	25	0	
	土木	49	48	-1	事務事業の見直しによる減員
	民生	154	148	-6	民間委託による減員
	衛生	52	52	0	
	計	458	456	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 34.70人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.12人)
	教育部門	51	49	-2	教育長の特別職移行による減員
	消防部門	125	121	-4	再任用短時間勤務職員の配置による減員
小計	634	626	-8	<参考> 人口1万人当たり職員数 47.64人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 63.75人)	
公営企業等	水道	28	28	0	
	下水道	16	15	-1	再任用短時間勤務職員の配置による減員
	その他	32	32	0	
	小計	76	75	-1	
合計		710	701	-9	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.35人
		[763]	[761]	-[2]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	35	78	73	49	57	82	97	76	77	77	0	701

(3) 職員数の推移

部門	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	524	508	483	474	458	456	-68 (87.0%)
教育	65	62	56	55	51	49	-16 (75.4%)
消防	126	126	126	126	125	121	-5 (96.0%)
普通会計計	715	696	665	655	634	626	-89 (87.6%)
公営企業等会計	91	91	88	78	76	75	-16 (82.4%)
総合計	806	787	753	733	710	701	-105 (87.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
26年度	2,226,039千円	394,400千円	290,888千円	13.1%	14.6%

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 32	千円 130,669	千円 33,799	千円 49,391	千円 213,859	千円 6,684

(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費
千円 6,219

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
瀬戸市	47.9歳	397,168円	545,723円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公営企業		一般行政職	
1人当たり平均支給額（26年度） 1,543千円		1人当たり平均支給額（26年度） 1,461千円	
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

公営企業			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額			10,950千円		
			22,238千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		8,319千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		259,969円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市内	6%	32人	6%

エ 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）	363千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	33,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	34.4%
手当の種類（手当数）	6

手当の名称	支給額 （日額等）	主な支給対象職員	
出張先における水道料金の徴収業務（市長が定める施設内における事務を除く。）	日額200円	水道課の職員	
停水措置業務	日額300円	水道課の職員	
用地交渉業務（用地取得を目的とする事務に限る。）	日額300円	用地取得を目的して交渉を行う職員	
電気事業法の規定により選任された電気主任技術者が行う電気業務	日額100円	電気主任技術者を必要とする所属の職員	
浄水場管理事務所において勤務時間を変更され、若しくは延長され、又は日曜日以外の日をもって勤務を要しない日とされた職員が行う業務（暦日を異に勤務時間が割り振られている連続勤務に限る。）	勤務日がいずれも土曜日、日曜日又は休日でない場合	1回600円	浄水場管理事務所の職員
	勤務日のいずれかが土曜日、日曜日又は休日である場合	1回1,100円	浄水場管理事務所の職員
	勤務日がいずれも土曜日、日曜日又は休日である場合	1回1,600円	浄水場管理事務所の職員
緊急の呼出しを受けて行う業務	1回500円	該当する所属の職員	

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	12,420千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	460千円
支給実績（25年度決算）	12,457千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	377千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他手当

手当名	内容及び支給単価		一般行政職制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 (13,000円)		同		4,956千円	236,000円
	配偶者以外の扶養親族 (6,500円)					
	配偶者以外の扶養親族のうち、 満16歳から満22歳までの子1人につき (5,000円加算)					
	配偶者のない職員の扶養親族のうち1人まで (11,000円)					
住居手当	借家 居住者 (家賃 12,000円を 超える者)	家賃23,000円以下の場合 (家賃 -12,000円)	同		324千円	324,000円
		家賃が23,000円を超える場合 ((家賃-23,000円)/2+11,000円) ※支給限度額27,000円				
通勤手当	交通機関 利用者	1か月当たりの運賃相当額 5,500円以下の場合 (6か月定期相当額を半年ごとに 支給) 1か月当たりの運賃相当額 55,000円を超える場合 (55,000円×6か月=330,000円を 半年ごとに支給)	同		2,899千円	93,516円
	交通機関 利用者 以外	通勤距離に応じて毎月支給 (※最高限度額 24,900円)				
管理職手当	部長級	部長	105,000円	同	3,020千円	604,000円
		部次長 参事	85,000円			
	課長級	課長 公所の長	75,000円			
		主幹	61,000円			
	課長 補佐級	課長補佐	51,000円			
	専門員	46,000円				